

令和8年1月26日宣告

令和5年(わ)第1272号、第1348号、令和6年(わ)第93号、第208号、第619号 建造物侵入、窃盗（変更後の訴因建造物損壊、建造物侵入、窃盗）、建造物侵入、窃盗、窃盗未遂被告事件

主 文

被告人を懲役2年に処する。

未決勾留日数中580日をその刑に算入する。

本件公訴事実中、令和5年12月13日付け起訴状記載の公訴事実（令和6年3月27日付け訴因等変更請求書により変更後のもの）、令和5年12月26日付け起訴状記載の各公訴事実、令和6年3月12日付け起訴状記載の公訴事実、令和6年6月21日付け起訴状記載の各公訴事実の点につき、被告人は無罪。

理 由

【罪となるべき事実】

被告人は、Aと共謀の上、窃盗の目的で、令和5年5月3日午前5時26分頃、有限会社B取締役Cが看守する福岡市（住所省略）のコインランドリーD店に、その出入口ドアから侵入し、その頃、同店において、同店設置の両替機をこじ開けて前記C管理の現金約40万円を窃取したものである。

【量刑の理由】

本件は、被告人が共犯者と共謀の上、コインランドリーに侵入して同所の両替機から現金を盗んだ建造物侵入、窃盗の事案である。

同種事件で長期間の服役をしたのに、前刑執行終了から1年弱しか経過していない時期に本件に及んでおりまったく懲りていないことに照らせば、強い非難に値する。本件は夜間に店舗に侵入の上バールで両替機をこじ開けて同機収納の現金を盗み出すという手荒で悪質な態様による犯行で、被害額も多額であるが、被害弁償等実質的な慰謝の措置はとられていない。以上によれば、犯情はよくなく、被告人の刑事責任は軽くない。そうすると、

被告人が事実を認めて反省の言葉を述べ、謝罪文を作成し、社会復帰後の雇用も確保されていることなどの事情を踏まえても、被告人に対しては主文の懲役刑で臨むのが相当である。

(求刑 懲役8年)

【一部無罪の理由】

第1 本件公訴事実・争点・判断の骨子

1 本件公訴事実

令和5年12月13日付け起訴状記載の公訴事実（令和6年3月27日付け訴因等変更請求書により変更後のもの）、令和5年12月26日付け起訴状記載の各公訴事実、令和6年3月12日付け起訴状記載の公訴事実、令和6年6月21日付け起訴状記載の各公訴事実は、下記(1)ないし(7)のとおりである。

(1) 令和6年3月12日付け公訴事実

被告人は、Aと共謀の上、窃盗の目的で、令和5年3月26日午前4時10分頃、E店店長Fが看守する福岡県那珂川市（住所省略）の同店に、その東側出入口ドアを割って侵入し、その頃、同店において、前記店長管理の現金111万5775円及び手提げ金庫等4点在中の金庫1点（時価合計約15万5000円相当）を窃取した。

(2) 令和6年6月21日付け公訴事実第1

被告人は、Aと共謀の上、窃盗の目的で、令和5年4月8日午前3時50分頃、G店店長Hが看守する福岡県那珂川市（住所省略）の同店に、その北側出入口ドアをこじ開けて侵入し、その頃、同店において、金庫をこじ開けようとするなどして物色したが、金品の発見に至らず、その目的を遂げなかった。

(3) 令和6年6月21日付け公訴事実第2

被告人は、Aと共謀の上、窃盗の目的で、令和5年4月8日午前4時9分頃、I店店長Jが看守する福岡市（住所省略）の同店に、その北側勝手口ドアをこじ開けて侵入し、その頃、同店において、前記店長管理の現金15万円及び入金帳等8点在中の金庫1点（時価約2万7000円相当）を窃取した。

(4) 令和5年12月26日付け公訴事実第1

被告人は、窃盗の目的で、令和5年5月29日午前3時22分頃、K店店長Lが看守する同県春日市（住所省略）の同店に、その南側出入口ドアをこじ開けて侵入し、その頃、同店において、前記店長管理の現金6万6000円、携帯電話機等51点（販売価格合計74万85984円）及びアタッシュケース等20点（時価合計約3万5090円相当）を窃取した。

(5) 令和5年12月26日付け公訴事実第2

被告人は、窃盗の目的で、令和5年6月5日午前4時20分頃、M店店長Nが看守する福岡市（住所省略）の同店に、その北西側出入口ドアをこじ開けて侵入し、その頃、同店において、前記店長管理の携帯電話機41点（販売価格合計66万26510円）を窃取した。

(6) 令和5年12月26日付け公訴事実第3

被告人は、窃盗の目的で、令和5年6月24日午前3時38分頃、O店店長Pが看守する福岡県春日市（住所省略）の同店に、その東側従業員出入口ドアをこじ開けて侵入し、その頃、同店において、前記店長管理の携帯電話機32点（販売価格合計49万36120円）を窃取した。

(7) 令和5年12月13日付け公訴事実（令和6年3月27日付け訴因等変更請求書による変更後のもの）

被告人は、令和5年7月25日午前1時27分頃、同県那珂川市（住所省略）の株式会社Q店前において、有限会社R（代表取締役S）が所有し、同店店長Tが看守する同店出入口ドアガラスをバール様の物でたたき割り（損害額合計約67万7000円相当）、もって他人の建造物を損壊した上、窃盗の目的で、同ドアガラスの割れ目から同店内に侵入し、その頃、同店において、前記店長管理の携帯電話機33点（販売価格合計46万36500円）を窃取した。

2 争点

弁護人は、①被告人がAと共謀して敢行したとされる令和6年3月12日付け公訴事

実、令和6年6月21日付け各公訴事実（以下これら3つの公訴事実について「A共犯事件」という。）について、被告人は犯人ではなく、被告人と共謀の上各犯行に及んだとするA供述は信用できない、②被告人が単独で敢行したとされる令和5年12月26日付け各公訴事実、令和5年12月13日付け公訴事実（訴因等変更後のもの。以下これら4つの公訴事実について「スマホショップ事件」という。）についても、被告人は犯人ではなく、関係証拠から被告人が犯人であるとは推認できないと主張し、また、被告人もこれら7つの公訴事実についていずれも自身は犯人ではない旨を述べており、被告人がこれら7つの公訴事実について犯人であると認められるかが争点となっている。

3 判断の骨子

(1) A共犯事件

Aがいずれかの共犯者と共謀の上で各犯行に及んだことは認められるが、これらの事件の共犯者が被告人である旨のA供述は信用するには足らず、被告人がこれらの事件の犯人であると合理的疑いを超えて認めることはできない。

(2) スマホショップ事件

いずれかの犯人が各犯行に及んだこと、被告人が各犯行と近接した時点で被害品と認められる物（以下単に「被害品」という。）を所持していたことその他の被告人が各犯行の犯人であると推認する方向の事情はあるものの、その近接の程度が必ずしも高いものではないこと等に照らせば上記の推認力には限界がある上、被害品はそれと知らずに第三者から預かって持っていたものであるなどとする被告人の弁解も関係証拠に照らしてあながち虚偽として排斥できるものではなく、関係証拠を総合しても、被告人がこれらの事件の犯人であると合理的疑いを超えて認めることはできない。

第2 前提事実

以下の事実証拠により容易に認めることができる。

1 被告人とAの関係等

被告人は、平成27年6月26日、福岡地方裁判所で懲役刑の判決を受け、刑務所で服役した。被告人は刑務所で受刑中に被告人と同様に受刑中であったAと知り合いに

なった。令和2年11月頃、まずAが刑務所を出所し、令和4年6月9日被告人も刑務所を出所した。被告人とAは、同年10月頃再会し、以後友人付き合いをしていた。被告人とAは、前記【罪となるべき事実】記載のとおり、令和5年5月3日、福岡市（住所省略）所在のコインランドリーD店での侵入盗に及んだ。

2 A共犯事件の内容等

(1) Aは、令和5年3月26日午前4時10分頃、共犯者1名と一緒に、福岡県那珂川市（住所省略）所在のE店に侵入して、現金111万5775円や金庫等を窃取した。Aと共犯者は同店を去った後、金庫をこじ開けて在中物を取り出し、金庫は福岡市（住所省略）の池に投棄した。

(2) Aは、令和5年4月8日午前3時50分頃、共犯者1名と一緒に、同市（住所省略）所在のG店に侵入して盗みをしようと物色したが、金品の発見に至らず、その目的を遂げなかった。なお、被害店舗設置の防犯カメラ画像に撮影された二人組の犯人はいずれも全身黒ずくめの格好で、犯人らの顔貌は判別できないものであった。

(3) Aは、令和5年4月8日午前4時9分頃、共犯者1名と一緒に、福岡市（住所省略）所在のI店に侵入して、現金15万円や金庫等を窃取した。なお、被害店舗設置の防犯カメラ画像には二人組の犯人による犯行の様子が撮影されてはいるが、画面が暗かったり犯人らが覆面したりしていたことから、犯人らの顔貌は判別できないものであった。Aともう1名の犯人は、被害店舗から金庫を持ち去った上でこじ開け、金庫については福岡市（住所省略）所在の池に投棄した。

3 スマホショップ事件の内容等

(1) 1名の犯人が、令和5年5月29日午前3時22分頃、福岡県春日市（住所省略）所在のK店に侵入して、現金6万6000円、携帯電話機等51点及びアタッシュケース等20点を窃取した。防犯カメラで撮影された犯人は、覆面をしていてその顔貌は判明しない人物で、原付バイク様の車両を使用していた。

(2) 1名の犯人が、令和5年6月5日午前4時20分頃、福岡市（住所省略）所在のM店に侵入して、携帯電話機41点を窃取した。防犯カメラで撮影された犯人は、覆面をし

ていてその顔貌は判明しない人物で、青色のジーパン様のズボンを着用し、原付バイク様の車両を使用していた。

(3) 1名の犯人が、令和5年6月24日午前3時38分頃、福岡県春日市（住所省略）所在の〇店に侵入して、携帯電話機32点を窃取した。防犯カメラで撮影された犯人は、覆面をしていてその顔貌は判明しない人物で、原付バイク様の車両を使用していた。

(4) 1名の犯人が、令和5年7月25日午前1時27分頃、福岡県那珂川市（住所省略）の株式会社Q店前において、同出入口ドアガラスをバール様の物でたたき割って損壊した上同店内に侵入し、携帯電話機33点を窃取した。同事件の犯人は、覆面をしていてその顔貌は判明しない人物で、左右の首元から左右下方向に向けてそれぞれ前側・後側に白色ラインの入った黒色シャツを着用し、もちもちサンダルを履いて、バイク様の車両を使用していた。

4 被告人の外出状況等

(1) 被告人は、令和5年5月28日午後11時15分頃外出し、同月29日午前8時18分頃帰宅した。被告人は外出時及び帰宅時に黒色手提げかばんを所持していた。

(2) 被告人は、令和5年6月4日午後11時2分頃外出し、同月5日午前7時38分頃帰宅した。被告人は外出時及び帰宅時に黒色リュックサックを所持していた。

(3) 被告人は、令和5年6月23日午後11時51分頃外出し、同月24日午前5時11分頃帰宅した。被告人は外出時には黒色手提げかばんを所持し、帰宅時には黒色手提げかばん及び白色ビニール袋様のものを所持していた。

(4) 被告人は、令和5年7月24日午後10時3分頃外出し、同月25日午後零時8分頃帰宅した。被告人は外出時及び帰宅時に黒色リュックサックを所持していた。

5 i P h o n e 売却状況等

(1) Uは、令和5年5月中旬頃、知人のVから、ツイッターで福岡の人間と繋がったこと、この相手は大量のi P h o n eを抱えている業者であること、これらのi P h o n eは新品の物を無くしたことにして保険で別の物を買ひ、元の物を売却した者から買い取ったものであることなどを聞いた。VとUは上記の福岡の人間から買取業者のふり

をして i P h o n e を買い取ったこととし、買取店Wで売却して金儲けをすることとした。Vは福岡の人間と連絡を取り合い、その後、Uに対し、被告人が同年6月9日福岡から東京に来ることを伝えた。

被告人は、令和5年6月8日、i P h o n e 4 5 台及び i P a d 2 台在中のキャリーバッグを持った状態で先輩後輩関係にあるXと一緒に自宅を出発し、X車両により博多駅まで移動した。被告人は、博多駅において予め予約していた高速バスに乗車し、同月9日に東京に到着した。その後被告人は、Uと合流して、中身ごとキャリーバッグを手渡し、同人はこれを持って買取店Wに赴き、在中していた i P h o n e 4 5 台及び i P a d 2 台を合計481万500円で売却した。Uがこのとき売却した i P h o n e 4 5 台及び i P a d 2 台は、その機種、台数の点で前記3(1)の被害品の内の i P h o n e 4 5 台及び i P a d 2 台と一致するものであった。また、被告人が同日にUに渡したキャリーバッグには売却しなかったアンドロイドの携帯電話機3台が入っており、これは前記3(1)の被害品と認められる。

(2) 被告人は、令和5年6月初旬頃、友人であるYに対し電話で、他人から預かって売却したい i P h o n e があるので店を紹介して欲しい旨依頼し、Yは以前に利用したことのある買取店Zを紹介した。Yは被告人が売却しようとしている i P h o n e の台数をZに伝えたり、Zから聞いた買取見込額を被告人に伝えたりした。被告人は同月12日午後1時26分頃、i P h o n e 2 1 台在中のトートバッグを持って自宅を出発し、博多駅でYと合流した。Yは一人でZに入り i P h o n e 2 1 台を合計212万円で売却し、Yは同店を出た後、同売却金を被告人に手渡した。その後、Yは被告人に対し100万円の借金を申し込み、被告人は誰かに電話をした上で、上記売却金の中から100万円をYに貸し与えた。このとき被告人がYを介してZに売却した i P h o n e は、機種、型番の点で前記3(2)の被害品の一部と一致するものだった。

(3) 被告人は、令和5年6月20日、i P h o n e 約20台在中のキャリーバッグを持った状態で東京まで移動してUと合流し、同人に在中物ごとキャリーバッグを渡した。その後Uはキャリーバッグを持ってWに入ってキャリーバッグに入っていた i P h o n

e 約 20 台を同店で売却しようとした。最初、同店担当者は U にこれら i P h o n e は利用制限がかかっているので買取価格が安くなると説明し、U は i P h o n e の買取価格が安くなることを被告人に伝えた。これを聞いた被告人は、いずれかに電話を掛けた後、U が申し出た買取価格が安くなることを了承した。この了承を得た後、U が同店に戻ったところ、今度は同店担当者が U に「今日是对応できない」旨を述べ、これを聞いた U は被告人に今日は i P h o n e 売却ができないことを伝えた。被告人は、U に対し「上の人にお金持って行くって話してる」と言っていたが、いずれかに電話を掛け、結局この日の i P h o n e 売却ができないことを了解し、U からキャリーバッグを受け取って帰った。

その後、U は、V が被告人側から送付を受けたとの説明と共に、前記(2)で Y が Z に i P h o n e を売却した際の買取申込書の写真を見せられ、被告人側が別の店で高く売れたのだからといって V や U に i P h o n e を高く売ることを求めている旨を聞いた。そこで、V は W とは別の買取店である a を探した。

U は、令和 5 年 7 月初旬頃、V から、同月 4 日に被告人と会って、前回売れなかった i P h o n e 約 20 台に加えて新たな i P h o n e 約 30 台を被告人が持ってくるので、これらを売却することの指示を受けた。被告人と U は同月 4 日東京で合流し、U は被告人から預かった i P h o n e 52 台を a で翌日代金決済の約定で 500 万円弱で売却した。U は同月 5 日 a で同代金を受領し、内 300 万円強を被告人に渡し、残部を持ち帰って V に渡し、V はその中から約 60 万円を U に与えた。

U が同月 4 日に a で売却した i P h o n e 52 台の内 20 台は同年 6 月 20 日に売却を試みてこれができなかったもので、機種、製造番号等において、前記 3 (2) の被害品の一部と一致するものであり、内 32 台は、機種、製造番号等において、前記 3 (3) の被害品の一部と一致するものであった。

(4) 被告人は、令和 5 年 7 月 31 日、i P h o n e 31 台在中のキャリーバッグを持った状態で自宅を出発して新幹線で東京に移動し、翌 8 月 1 日、U と合流して同人に在中物ごとキャリーバッグを渡した。U は、同キャリーバッグを持って a に行き、キャ

リーバッグ在中のiPhone 31台を約210万円で売却した。その後Uは、予め用意していた80万円を被告人に渡した。このときUが売却したiPhoneは前記3(4)の被害品と一致するものであった。

6 防犯カメラ画像中の犯人画像と被告人を対比する捜査について

(1) 警察官は、K店において、防犯カメラに映る犯人と同じ位置に被告人を立ててこれを防犯カメラで撮影した上、防犯カメラに映る犯人の画像と同カメラに映る被告人の画像を対比する捜査を行い、その捜査結果を写真撮影報告書に記録化した。同報告書には、犯人画像と被告人が、顔の大きさ、肩の高さ、胸の幅、腰の位置、股下の長さ、大腿部、脛脛などの全ての部位が合致する状況にあったとされている。しかし、同捜査で画像解析を担当した福岡県警察科学捜査研究所のbは、証人尋問において、同報告書添付写真③について、肩の辺りで犯人と被告人にずれがあるのではないかと弁護人の指摘に対し、着衣の違いや人間は物ではなく動くので100%重なることはなかなかないなどと述べている。また、同報告書に添付されている写真を見ると、写真によっては犯人と被告人の身体の形状が合致しているように見えるものもあるが、上記で弁護人の指摘を受けてbが述べているもの以外でも、写真⑫⑬では犯人と被告人の右腕や犯人の左肩と被告人にずれがあるように見え、また、写真⑰⑱では犯人の左足と被告人の左足にずれがあるように見える。ここで行われている捜査は防犯カメラに映る犯人画像の体の特定の部位と現場に立たせた被告人の体の特定の部位を揃えて写真を撮影するもので、揃えようとした特定の部位が合致するのは当然であってそのことは重視できず、左右や上下で並べた犯人と被告人の写真が体の輪郭の全ての部位で切れ目なく合致しなければ、犯人と被告人の体型が一致しているとの評価は困難である。したがって、同報告書に記載された捜査結果は、防犯カメラに映る犯人は被告人と体型が似ているとの限度で採用するのが妥当である。

(2) 警察官は、M店において、防犯カメラに映る犯人と同じ位置に被告人を立ててこれを防犯カメラで撮影した上、防犯カメラに映る犯人の画像と同カメラに映る被告人の画像を対比する捜査を行い、その捜査結果を写真撮影報告書に記録化した。同報告書

には、犯人画像と被告人が、顔の大きさ、肩の高さ、胸の幅、腰の位置、股下の長さ、大腿部、脛脛などの全ての部位が合致する状況にあったとされている。しかし、bは、証人尋問において、同報告書添付写真⑬について、左足の位置で犯人と被告人にずれがあることを肯定している。また、同報告書に添付されている写真を見ると、写真によっては犯人と被告人の身体の形状が合致しているように見えるものもあるが、上記でbが述べているもの以外でも、写真⑨⑩では犯人の右足と被告人の右足にずれがあるように見える。前記(1)で述べたことを踏まえると、同報告書に記載された捜査結果は、防犯カメラに映る犯人は被告人と体型が似ているとの限度で採用するのが妥当である。

(3) 警察官は、O店において、防犯カメラに映る犯人と同じ位置に被告人を立ててこれを防犯カメラで撮影した上、防犯カメラに映る犯人の画像と同カメラに映る被告人の画像を対比する捜査を行い、その捜査結果を写真撮影報告書に記録化した。同報告書には、犯人画像と被告人が、顔の大きさ、肩の高さ、胸の幅、腰の位置、股下の長さ、大腿部、脛脛などの全ての部位が合致する状況にあったとされている。しかし、bは、証人尋問において、同報告書添付写真④について、首の位置で犯人と被告人にずれがあるのではないかと弁護人の指摘に対し、人間は動くので必ずぴたりと輪郭を100%一致させるのはなかなか難しい旨述べている。また、同報告書に添付されている写真を見ると、写真によっては犯人と被告人の身体の形状が合致しているように見えるものもあるが、上記でbが述べているもの以外でも、写真⑥⑦では犯人の腰から左足にかけての部分と被告人の腰から左足にかけての部位にずれがあるように見え、また、写真②③では犯人の左足と被告人の左足にずれがあるように見える。前記(1)で述べたことを踏まえると、同報告書に記載された捜査結果は、防犯カメラに映る犯人は被告人と体型が似ているとの限度で採用するのが妥当である。

(4) 警察官は、Q店において、防犯カメラに映る犯人と同じ位置に被告人を立ててこれを防犯カメラで撮影した上、防犯カメラに映る犯人の画像と同カメラに映る被告人の画像を対比する捜査を行い、その捜査結果を写真撮影報告書に記録化した。同報告書には、犯人画像と被告人が、顔の大きさ、肩の高さ、胸の幅、腰の位置、股下の長さ、

大腿部、脛脛などの全ての部位が合致する状況にあったとされている。しかし、bは、証人尋問において、同報告書添付写真⑭について、犯人と被告人にずれがある旨を述べている。また、bは、同報告書添付写真③ないし⑤及び⑬に関し、犯人と被告人にずれがあるのではないかと弁護人の指摘に対し、着衣の違い、体の向き、姿勢の違いでずれが生じるのは当たり前である旨を述べている。また、同報告書に添付されている写真を見ると、写真によっては犯人と被告人の身体の形状が合致しているように見えるものもあるが、上記でbが述べているもの以外でも、写真⑮⑯⑰⑱では犯人の左太もも下側の部分と被告人の左太もも下側の部分にずれがあるように見える。前記(1)で述べたことを踏まえると、同報告書に記載された捜査結果は、防犯カメラに映る犯人は被告人と体型が似ているとの限度で採用するのが妥当である。

7 被告人使用の原付と犯人使用車両について

(1) Aは、令和5年2月21日、中古の原付（スズキアドレスV125G）を購入した。被告人は、遅くとも令和5年5月頃には同アドレスの利用を開始し、同車をm病院駐輪場にて保管していた。被告人とAが同月3日にコインランドリーD店で盗みをした際には、二人は犯行現場への往復に同駐輪場で保管していた同アドレスを用いた。Aは、同月8日、同車について廃車申告をした。被告人は令和5年8月頃友人のcに対し、今日中にアドレスの塗装を剥がしたい旨依頼し、cやその先輩のdに同車を北九州市に運搬してもらった。

(2) 長年にわたってバイク業界で働いている証人eは、スマホショップ事件で各犯人が使用した車両の写真を見ながら、写真に写っている車両について自身の判断を供述している。eは、①K店の事件で犯人が使用した車両はスズキアドレスではないと言い切れないこと、②M店の事件で犯人が使用した車両はスズキアドレスV125Gによく似ていること、③O店の事件で犯人が使用した車両はスズキアドレスの可能性があると断言はできないこと、④Q店の事件で犯行現場から逃走したバイクはスズキアドレスに似ていることなどを供述する。eの中立公正性や専門性に疑問を抱かせる事情は見当たらない。そして、②M店の事件の関係でeが見せられた写真は、犯人が使用するバイクの形

状がはっきりと写っているものが含まれているのであって、eがスズキアドレスが有する形状に言及しつつ証言していることに照らせば、②M店の事件で犯人が使用した車両はスズキアドレスV 1 2 5 Gによく似た車両であると認められる。証人fは②M店の事件で犯人が使用した車両についてスズキアドレスV 1 2 5 Sである旨などを述べているが、e証人が述べるとおり初心者マークを横広にしたような特徴的な形状のライトが同事件の犯人使用車両の写真に見て取れることに照らせば、f供述は前記認定を左右しない。

他方で、①K店の事件の関係でeが見せられた写真は、全体的に暗くバイクの輪郭が不鮮明な写真であること、③O店の事件の関係でeが見せられた写真は、バイクが写っている箇所は暗く、バイクの輪郭が不鮮明な写真であること、④Q店の事件の関係でeが見せられた写真は、全体的に暗くバイクの輪郭が不鮮明でライトが写っている角度も判然としない写真やかなり遠距離からの写真であることが指摘できるが、このような写真の内容に照らせばeが供述する程度にまで車種を推定できるが疑問があり、①K店の事件、③O店の事件、④Q店の事件で犯人が使用した車両の車種については不明といわざるを得ない。

8 友人に対する被告人の言動関係

(1) 被告人は、令和5年6月中下旬頃、cに対し、東京にキャリーバッグに入るくらいの量のi P h o n eを売りに行っている旨、間にかんでいる人にi P h o n eを渡している旨などを述べた。被告人は、同年8月初旬頃、cに「間に入っている人間から連絡があつて、東京に売りに行ったi P h o n eが警察に押収された」と述べた。

(2) 被告人は、令和5年8月2日、友人であるgに対し、LINEで「でもとりあえず出てきて1番の危機やね」とのメッセージを送り、また、通話で「東京か千葉の仕事仲間が捕まった。その人がしゃべれば自分もやばい。東京の防犯カメラは多いから、映ってたらいけん。今言えないけど、もし捕まったらニュースになるよ。」と述べた。

9 被告人使用の服及びサンダルについて

(1) 被告人は、令和5年4月21日当時、Q店の事件の犯人が履いていたのと同じサンダルを履いていた。

(2) 被告人は、令和5年5月6日当時、Q店の事件の犯人が着用していたのによく似ている黒色シャツを着用していた。

(3) 令和5年9月21日に被告人方から押収されたジーパンは、細身のデザイン、腰部分の黒色パッチの存在、切り返し部分の形状、後ろポケットのステッチの点で、M店の事件で犯人が着用していたズボンと類似していた。ただし、写真上の犯人着用のズボンと被告人方で押収されたズボンは前者は青色が強く、後者は白色が強い点で異なりがある。

第3 A共犯事件

1 A供述

(1) Aは、当公判廷において、共犯者と一緒に6件の侵入盗に及び、そのことにより懲役刑の実刑判決を受けて服役中であること、侵入盗の内1件の共犯者はh、別の1件の共犯者はiであることを供述したが、E店、G店、I店及びコインランドリーD店で敢行した4件については共犯者の氏名の点やこれに関連する点については供述を拒んだ。

他方、Aは、同人が公判廷で証言拒絶したことが供述不能に該当することを理由に刑事訴訟法321条1項1号前段や同項2号前段に基づいて採用された5通の供述調書において、要旨、被告人と一緒に盗みをするようになり、盗みの仕方も被告人から教えてもらっていたこと、E店で侵入盗をした件は、被告人から「ゴルフ屋の金庫に100万置いてあるというのが、店の人から情報があつた。本当は一人で行こうと思ったけど、一緒に行くか。」との言葉で誘われて一緒に犯行に及んだこと、G店での侵入盗未遂とI店での侵入盗の件は、Aから「何か、行けないか。」などと被告人に尋ねると、盗みに出かけることになり一緒に犯行に及んだことなどを供述している。

(2) ア 証拠採用されたA供述調書は伝聞例外規定に基づいて採用されたもので、弁護人の反対尋問のテストを経ていないものである上、引っ張りこみの危険のある共犯者供述でもあるので、特に慎重にその信用性を吟味する必要がある。その供述内容を見ても、被告人と最初に一緒に侵入盗に及んだE店の事件では、犯行を誘ってきたのも、泥棒の仕方を教えたのも被告人という被告人に不利な内容のものであり、これら供述調書での

供述時期がいずれもA自身の量刑が確定していない時期のものでもあることにも照らせば、Aが自身の刑責を低減させるために虚偽の供述をするおそれは抽象的なものではない。

イ Aは、E店での犯行の点について、被告人が店側の情報提供者から金庫に100万円保管されているとの情報提供があると話していたなどと、被告人から誘いを受けた状況についてかなり具体的な供述をしているが、本件全証拠をみても、同店の従業員など同店関係者が被告人に現金の保管状況を伝えたことを示す証拠はなく、この点についてA供述は裏付けを欠く。Aは、被告人と福岡市のn付近で合流してE店で金庫を盗み、中身を出した金庫は池に捨て、その後はnまで再び戻って被告人と同じホテルに投宿し、その後被告人とjに行き、同所のkで被告人が靴を購入していたなどと、犯行の前後に被告人と行動を共にした状況を具体的に語っているが、行動を共にした人物が被告人でないと成り立たない内容ではないし、ホテルでの投宿やjでの買い物などの場面で被告人とAが行動を共にしていたことを示す証拠も本件では不見当である。Aが述べるその犯行前後の行動については、金庫を捨てた場所への案内も含めて引き当てもあり信用性が支えられているが、引き当たり捜査が、A供述の内、共犯者が被告人であるとの供述部分の信用性を支えるとの関係にはない。なお、弁護人は、Aが被告人と合流した後山道を経由してE店まで移動したと述べるが、その経路に山道はない旨の指摘をするところ、被告人と合流して犯行現場に移動する経路に山道があったとの点は被告人と本件との関わりを述べるAの供述の中で決して核心的な供述部分ではないものの、福岡市（住所省略）で被告人と合流して犯行現場まで一緒に赴いたとするA供述の信用性を吟味するに当たりまったく無関係な事情ではない。そして、本件で取り調べられているAの引き当たり捜査に関する甲第176号証には山道を経由したとの記載は不存在であるし、同書証も含めて福岡市（住所省略）からE店までの経路に山道が存在することは窺われない。

ウ Aは、G店及びI店での犯行の点について、これらの事件の際には、福岡市のoかp付近で合流して移動し、2件の犯行を敢行し、I店で盗んだ金庫は中身を取り出し

た後、池に投棄し、被告人と一緒に福岡市（住所省略）まで戻ったなどと犯行前後の状況も含めてそれなりに具体的に供述し、引き当たり捜査によって裏付けも得られているが、前記イで指摘したのと同様、一緒に行動した人物が被告人であるとする供述部分について裏付けはなく、引き当たり捜査も同供述部分の信用性を高める関係にはない。

エ 結局、3件の犯行（A共犯事件）について被告人と共に行ったものだとするAの捜査段階や自身の公判段階供述は、元々慎重にその信用性を吟味する必要がある性質の証拠であるところ、行動を共にして犯行も一緒に行った人物が被告人であるとする点についてはこれを裏付けて信用性を高めるような証拠を欠き、信用するには足りない。検察官は、Aが共犯者の名前として被告人だけでなくh・iなど共犯者の名前を明らかにしていることを指摘して引っ張りこみの危険は抽象的なものである旨主張するが、Aが、被告人とは人的関係を別とするhやiとの共犯事件で真実の供述をしているからといって、Aが被告人との関係で述べている供述内容の信用性が高まる関係にあるとはいえない。また、検察官は、被告人に経済的窮状を助けられ恩義に感じているはずのAが被告人に不利な虚偽供述をする理由はない旨を主張するが、Aが述べている被告人から経済的に助けられたとの事情は被告人と一緒に犯罪を繰り返して分け前を得たことを原因とするものであり、Aが述べている同人が経済的利益を得た事情、換言すると、被告人とAが一緒になってコインランドリーD店以外での盗みをしたと事情が認められるかが問題となっている本件で、検察官の指摘する経済的窮状を助けられたとの点を考慮するのはいわば循環論法であって、採ることはできない。

2 被告人供述

被告人は、当公判廷において、要旨、Aとは刑務所を出た後に再会し、コインランドリーD店での盗みを一緒にしてはいるが、それ以外の事件をAと一緒にしたことはないなどと述べて3件の犯行（A共犯事件）を争っている。この被告人の供述は、その内容自体に不自然・不合理な点は指摘できないし、これらの事件の前後頃で被告人とAが行動を共にしていたことを示す証拠など、被告人供述に反する証拠も、上記で検討したA

供述を除き、本件では不見当であって、これら3件の犯行をしていないとする被告人の弁解を虚偽として排斥はできない。

3 小括

以上述べたとおり、Aがいずれかの共犯者と共謀の上で3件の犯行（A共犯事件）に及んだことは認められるが、これらの事件の共犯者が被告人である旨のA供述は信用するには足らず、また、これらの犯行をしていないとする被告人の弁解を虚偽として排斥することもできず、したがって、被告人がこれらの事件の犯人であると合理的疑いを超えて認めることはできない。

第4 スマホショップ事件

1 犯行時間帯に被告人が外出していた点についての検討

前記第2、3や同4に記載したように、被告人は、スマホショップ事件があった時間帯にいずれも外出をしていたと認められ、これらの事情は被告人がこれらの事件の犯人と矛盾なく整合する事情といえる。他方、被告人は、当時は夜間に福岡市内の飲食店で遊びに行っていることが多かった旨述べているところ、当時生活保護を受給して金銭的に余裕がなかったことからすると若干の不合理性を感じなくはないものの、内容自体が動かし難い他の証拠と矛盾するものではない。

2 被告人が被害品を所持していた点についての検討

(1) 前記第2、3や同5に記載したように、被告人は、K店で盗まれたのと同じ機種・台数で被害品と認められるiPhoneとiPadを令和5年6月8日に運搬し、翌9日、Uを介してWで売却し、また売却はしなかったがK店で盗まれたアンドロイドの携帯電話機を所持していた（なお、Uは被告人に対しては買取りを行っているのはUで、同人が利用する買取店はUの系列店であるように装っていた。）。被告人が、K店での被害品を所持していたことは、被告人が窃盗の犯人であることを推認する事情といえるが、令和5年5月29日に盗難被害に遭ってから被告人がこれを所持していた同年6月8日では10日程度の間隔がありその時間的近接性の程度は高くない。

(2) 被告人は、令和5年6月12日、M店で盗まれたものの一部であると認められる

i P h o n e を Y を介して Z で売却している。被告人が M 店での被害品を所持していたことは、被告人が窃盗の犯人であることを推認する事情といえるが、同月 5 日に盗難被害に遭ってから被告人がこれを所持していた同月 12 日では 1 週間程度の間隔があり、その所持時点を基準とすればその時間的近接性の程度は高くない。Y の供述によれば、Y は Z で売却した約 1 週間前に被告人から i P h o n e が売却できる店の紹介依頼を受けたようであり、その依頼の時点で被告人が被害品の i P h o n e を所持していたのであれば、M 店での被害発生直後に被告人が被害品を所持していたことになり、上記近接性の程度は高まりうるが、Y 供述にあらわれている被告人の言動から被告人が i P h o n e を現に持っている状態で Y に連絡したのか、i P h o n e が手に入る予定であることを前提に Y に連絡したのかは判然としないから、被告人が Y に上記依頼をした時点で M 店での被害品を所持していたと認めることは困難である。

(3) 被告人は、令和 5 年 6 月 20 日、M 店で盗まれたものの一部であると認められる i P h o n e を U を介して売却しようとしている。このときは売却自体はできなかったとしても、被告人が M 店での被害品を所持していたことは、被告人が窃盗の犯人であることを一応推認する事情といえるが、前記(2)よりも遅い時点の所持でありその推認の程度は高くない。

(4) 被告人は、令和 5 年 7 月 4 日、前記(3)の i P h o n e に加えて、O 店の被害品の i P h o n e を U を介して売却している。被告人が同日時点で M 店や O 店の被害品を所持していたことは、被告人が窃盗事件の犯人であることを推認する事情といえるが、M 店の事件（令和 5 年 6 月 5 日）からは 1 か月程度が経過しているし、O 店の事件（令和 5 年 6 月 24 日）からも 10 日程度が経過しており、その時間的近接性の程度は高くない。

(5) 被告人は、令和 5 年 7 月 31 日、Q 店の事件の被害品の i P h o n e を持って東京に移動し、同年 8 月 1 日 U を介してこれを売却している。被告人が 7 月 31 日の時点で Q 店の事件の被害品を所持していたことは、被告人が窃盗事件の犯人であることを推

認する事情といえるが、Q店の事件（令和5年7月25日）から6日後の所持であり、その時間的近接性の程度は高くない。

（6）前記(1)ないし(5)を踏まえてさらに検討するに、4件のスマホショップ事件とその被害品を被告人が換金処分のために所持していた前後関係を比べ見るなどしたとき、被告人が、各事件の犯人であったからこそ被害品を所持していたとの見方に疑問が生じ得る。

すなわち、被告人が最初にWでiPhoneを売却した時点（令和5年6月9日）では、K店での事件（令和5年5月29日）だけでなくM店の事件（令和5年6月5日）も既に発生している。被告人がこれら二つの事件の犯人であり、犯行によってiPhoneを手元に持っていたのであれば、換金できる機会に手元にあるiPhoneを売却して換金するのが自然といえる。しかし、本件では、被告人が令和5年6月8日に東京に赴いてUを介してiPhoneを売却した時に、被告人がUに託したのはK店での被害品だけであり、M店の被害品をこのとき被告人が持っていた形跡は見当たらない。このような事件発生と被害品処分の前後関係は、被告人が、犯人であったからこそ被害品を所持していたとの見方に疑問を生じさせるものであり、自身は盗んでおらず、1なる人物から預かって売るために持っていたなどとする被告人の弁解に沿うものであるともいえる。

また、被告人は、M店の被害品の半分をYを介して6月12日に売却し、もう半分はUを介して最初6月20日に売却を試みたが売却できず、再びUを介して7月4日にO店の被害品と一緒に売却したとの経過であったと認められる。被告人がM店の犯人であり、犯行によってiPhoneを手元に持っていたのであれば、換金できる機会にiPhoneを売却して換金するのが自然といえ、わざわざ被害品を半分に分けて前者はYを呼び寄せる交通費を負担し、後者は自身が東京に赴く交通費を負担して2回の機会に換金するのは非経済的でまことに不合理な行動といえる。このように被告人がM店の被害品を2回の機会に分けて売却したとの経過は、被告人が、犯人であったからこそ被害

品を所持していたとの見方に疑問を生じさせるものであり、自身は盗んでおらず、1なる人物から預かって持っていたなどとする被告人の弁解に沿うものといえる。

3 防犯カメラ映像に映る犯人についての検討

前記第2、6で指摘したとおり、これらの捜査の結果作成された報告書に記載されているように、犯人と被告人が全ての部位が合致するとの評価は困難であって、防犯カメラに映る犯人は被告人と体型が似ているとの限度でしか認めることができない。もっとも、これらの事情も一定程度被告人が犯人であることを推認する方向の事情といえる。

また、前記第2、9で指摘したように、Q店の事件の犯人が履いていたのと同じサンダルを履き、犯人が着用していたのによく似ている黒色シャツを着用していたとの事情が認められるところ、これらも、被告人がQ店の事件の犯人であることを推認する方向の事情といえる。しかし、弁護人請求証拠によれば同サンダルは量産品であると認められ、また、黒色シャツも、現場仕事をしている人やスポーツをする人がよく着ている服であるとの被告人の弁解は排斥できず、上記推認の程度は必ずしも高いものではない。被告人方から押収されたジーパンとM店の事件で犯人が着用していたズボンに類似点があるとの事情については、両者の色合いが異なっていることに照らすと、被告人が犯人であるとの推認力をほぼ持たない。

4 被告人使用のバイクの点についての検討

前記第2、7で記載のとおり、被告人が遅くとも令和5年5月頃にはA名義のスズキアドレスV125Gを使用しており、スマホショップ事件の当時も被告人がこれを利用可能であったことは明らかである。また、M店の事件で犯人が使用した車両はスズキアドレスV125Gによく似た車両であると認められるのであって、被告人がスズキアドレスV125Gを使用していたことは、被告人がM店の犯人であることを推認する方向の事情であるが、弁護人請求証拠によれば、同車は広く流通する車両であると認められるから、上記推認の程度は高くない。

また、前記第2、7で記載のとおり、K店、O店、Q店の各事件で犯人が使用した車両の車種については不明であるから、被告人がスズキアドレスV125Gを使用していたことがこれら3件の犯人であると推認することはない。

5 被告人の友人らに対する言動についての検討

前記第2、8で記載したとおり、被告人は、令和5年8月頃、複数の友人に対し、自身が捜査の対象になることを心配する発言をしている。このことは、遡って令和5年5月から7月までの間の出来事であるスマホショップ事件の犯人が被告人であることを推認する事情であるといえなくもない。もっとも、令和5年8月1日にaでiPhoneが警察に押収されたことを被告人が伝え聞いた後の時期の発言であることに照らせば、窃盗の犯人で有る無しに関わらずそのような発言をするのは不自然ではない。また、被告人の弁解を前提とすると、1なる人物から預かったiPhoneをその指示を受けて売却していたところ、実はiPhoneは盗品であったことを知るに至った場合、最終的な有罪無罪は別として、逮捕されるかもしれないと思うのは自然な心情といえる。これらに照らせば、被告人が令和5年8月頃に自身が捜査の対象になることを心配する発言をしていたことは被告人がスマホショップ事件の犯人であるかの検討において重視できない。

また、被告人がcに依頼して被告人が使用していたスズキアドレスV125Gの塗装を剥がそうとした出来事については、その性質に照らし証拠隠滅のための行動とみるほかないが、証拠隠滅の対象が、スマホショップ事件なのか、被告人とAが同車に乗って行き来したコインランドリーD店の事件なのかは両方の可能性があるのだから、そのうちの前者であることを前提にスマホショップ事件の犯人性判断の根拠にすることは循環論法であって相当ではない。

6 被告人の弁解について

被告人の弁解について検討するに、被告人は4件の窃盗等を内容とするスマホショップ事件の犯人ではないこと、これらの事件の被害品を持っていて売却処分したのは1なる人物からの依頼であったこと、令和5年6月20日に売却できなかったものを持ち帰った件を除き、1から預かったiPhoneは預かったごとに売却しており、1回の機会に預

かった i P h o n e を 2 回 の 機 会 に 分 け て 売 却 し た こ と は な い こ と な ど を 供 述 す る 。 被 告 人 の 弁 解 に あ ら わ れ て い る 1 な る 人 物 と の や り と り に つ い て は 通 話 履 歴 な ど で 裏 付 け が あ る も の で は な い が 、 本 件 の 証 拠 関 係 の 中 で 被 告 人 の 弁 解 と 矛 盾 す る よ う な 証 拠 は 存 在 し ず 、 ま た 、 内 容 自 体 不 合 理 と い う も の で も な い の で 、 た や す く は 否 定 で き な い 。

7 小括

以上を総合的に検討するに、スマホショップ事件について、被告人が被害品を所持していたこと、犯人と体型が似ていること、犯人使用車両と同種と思われる原付車を使用していたこと、犯人が履いていたのと同種のサンダルやよく似た黒色シャツを使用したこと等の被告人が犯人であることを推認する方向の事情は相応に存在するし、被告人がある程度時期が離れているとはいえ被害品を所持していたことは被告人が犯人であることを検討する上で決して見過ごせない事情といえる。しかしながら、本件では、被告人が被害品を所持していたと認められる時期は各犯行があったのと同日など近接性が高い時期のものではない。加えて、犯行を否定して 1 なる人物から被害品を預かったとする被告人の弁解はたやすく否定できる性質のものではないところ、上述のとおり 4 件のスマホショップ事件とその被害品を被告人が換金処分のために所持していた前後関係を比べ見るなどしたとき、被告人が、各事件の犯人であったからこそ被害品を所持していたとの見方に疑問が生じ、むしろ、1 から預かった i P h o n e を所持していたとの被告人の弁解も動かし難い事実関係に整合しているように見得る。

本件で仮に被告人が犯人であるのに、刑責を免れるために否認弁解をしていると仮定すると、被告人は、後日自身が捕まったときに、自身は侵入盗をしておらず、後日事情を知らずに被害品を受け取ったに過ぎないとの弁解をする前提で、そのように装うため、Y、V、U、c ら複数の者に対し、実際には存在しない人物が被告人に対して i P h o n e 等を預けて他所で売却するよう依頼してきたように見せかけるかなり手の込んだ工作をしてきたことになるが、被告人において自身が捕まる可能性を認識しつつ、それでも本件 4 件のスマホショップ事件に及ばなければならないような事情は本件証拠関係からは窺われない。また、V が接触をもった福岡の人間は大量の i P h o n e を抱えた事情を V に伝えて

いたところ、もし、被告人が犯人であり、Vと直接接点を持った人物も被告人であったならば、Vが福岡の人間から聞いたとする同人が大量のiPhoneを抱えた事情は、後日、犯人である被告人が捕まったときに備えて告げた虚偽ということになるが、本件審理において、被告人は、被告人にiPhone等を預けた人物の名前は1であると述べつつも、同人がiPhone等を持っていた理由についてVが述べるのと同じ事柄を1から聞いたと述べているものではない。このような被告人の弁解状況等に照らせば、被告人が犯行発覚前から手の込んだ工作をした上で、その工作を利用して否認供述をしているとみるのはかなり困難である。

本件では、被害品所持の点、体型が似ている点、サンダルや黒色シャツの点、スズキアドレスV125Gを使用していた点など被告人が犯人であることを推認する方向の事情はあるものの、これらは被告人が犯人でないとしたならば合理的に説明することができない（あるいは、少なくとも説明が極めて困難である）事実関係とはいえない。むしろ、被害品所持の点は、本件のやや特殊な事実関係の下では、被告人の弁解と整合する被害品の所持状況との見方も十分可能である。少なくとも、被告人が真犯人でありながら、盗んだ物を直近の売却機会で売却せず手元に残していたり、一度の盗みで手に入れた物を費用をかけてまで二度に分けて売却したりしたことについて、そうしなければならなかった事情を示す証拠は本件では不見当である。以上を総合考慮すると、被告人がスマホショップ事件の犯人であると合理的疑いを超えて推認することはできない。

第5 結論

以上のとおり、令和5年12月13日付け起訴状記載の公訴事実（訴因等変更後のもの）、令和5年12月26日付け起訴状記載の各公訴事実、令和6年3月12日付け起訴状記載の公訴事実、令和6年6月21日付け起訴状記載の各公訴事実につき、被告人が同記載の犯行の犯人であるとは認められず、上記各事実については犯罪の証明がないから、刑事訴訟法336条により無罪の言渡しをすることとする。

よって、主文のとおり判決する。

令和8年1月29日

福岡地方裁判所第3刑事部

裁判官 岡 本 康 博